

ミカンコミバエ種群の再侵入に伴う対応について

平成28年5月
農林水産省

- 1 平成27年、鹿児島県奄美大島南部を中心に、数匹から数十匹規模のミカンコミバエ種群の誘殺を確認。このため、鹿児島県と連携し、
 - ①調査用トラップの増設
 - ②テックス板の散布
 - ③殺虫剤の散布及び本種群の寄主植物の除去等の防除対策を強化し、本種群の定着を防止。
- 2 平成27年10月以降も本種群の誘殺が多数確認されたこと、同島の特産物であるポンカン、タンカン等の収穫・出荷時期を迎えることを踏まえ、平成27年12月13日から植物防疫法に基づく緊急防除を開始。
- 3 緊急防除の防除区域内の規制対象植物等については、植物防疫官が行う検査の結果、ミカンコミバエ種群が付着していないと認められたものを除き、防除区域外への移動を禁止。また、防除区域内のミカンコミバエ種群が付着している又はそのおそれがある規制対象植物等については、植物防疫官の指示に従い廃棄。
 - ①規制対象植物等
かんきつ類、すもも、マンゴウ等の生果実及びその容器包装
 - ②防除区域
鹿児島県奄美市並びに大島郡宇検村、瀬戸内町、龍郷町及び大和村の区域
 - ③防除期間
平成27年12月13日～平成29年3月31日
- 4 奄美群島では、昨年12月下旬以降、ミカンコミバエ種群の誘殺は確認されておらず、最終誘殺日から3世代相当期間が経過する本年7月上旬まで誘殺が確認されなければ、専門家の意見を踏まえ、緊急防除を解除予定。
- 5 引き続き、鹿児島県や地元市町村等との緊密な連携の下、緊急防除の解除に向け、ミカンコミバエ種群の根絶のための取組を実施。

平成27年9月以降の奄美群島におけるミカンコミバエ種群の誘殺状況（平成28年5月16日現在）

表1 緊急防除区域

(単位:匹)

		9/1 ~9/7	9/8 ~9/14	9/15 ~9/21	9/22 ~9/28	9/29 ~10/5	10/6 ~10/12	10/13 ~10/19	10/20 ~10/26	10/27 ~11/2	11/3 ~11/9
鹿児島県	奄美市	0	0	1	0	5	1	1	0	22	12
	大島郡 大和村	0	0	0	0	0	1	1	4	16	3
	大島郡 宇検村	0	0	2	0	10	3	1	3	2	16
	大島郡 瀬戸内町	16	7	9	27	48	44	124	139	106	107
	大島郡 龍郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	合計	16	7	12	27	63	49	127	146	147	139

		11/10 ~11/16	11/17 ~11/23	11/24 ~11/30	12/1 ~12/7	12/8 ~12/14	12/15 ~12/21	12/22 ~ 5/9	5/10 ~5/16	合計
鹿児島県	奄美市	8	3	2	0	0	0	この間誘殺なし	0	55
	大島郡 大和村	24	8	1	0	0	0		0	58
	大島郡 宇検村	7	4	0	0	0	1		0	49
	大島郡 瀬戸内町	51	16	4	1	0	1		0	700
	大島郡 龍郷町	3	2	0	0	0	0		0	7
	合計	93	33	7	1	0	2	0	869	

表2 緊急防除区域以外

(単位:匹)

		9/1 ~9/7	9/8 ~9/14	9/15 ~9/21	9/22 ~9/28	9/29 ~10/5	10/6 ~10/12	10/13 ~10/19	10/20 ~10/26	10/27 ~11/2	11/3 ~11/9
鹿児島県	大島郡 喜界町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大島郡 徳之島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	大島郡 天城町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	大島郡 伊仙町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	大島郡 和泊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大島郡 知名町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大島郡 与論町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19

		11/10 ~11/16	11/17 ~11/23	11/24 ~11/30	12/1 ~ 5/9	5/10 ~5/16	合計
鹿児島県	大島郡 喜界町	0	0	0	この間誘殺なし	0	0
	大島郡 徳之島町	3	0	0		0	8
	大島郡 天城町	1	1	1		0	15
	大島郡 伊仙町	1	0	1		0	4
	大島郡 和泊町	0	0	0		0	0
	大島郡 知名町	0	0	0		0	0
	大島郡 与論町	0	0	0		0	0
	合計	5	1	2	0	27	

※ 誘殺が確認された場合は、トラップの増設、テックス板の散布及びベイト剤の散布等の防除対策を実施している。
 ※ 平常時（初誘殺の確認以前）の調査は、月2回の頻度で実施しており、表の取りまとめ上、各市町村の初誘殺確認以前のデータについて、調査を実施していない週は誘殺数を「0」と表記している。

ミカンコミバエ種群とは

ミカンコミバエ種群は、ミカンコミバエ等の形態的に酷似した種の総称であり、体長7mm位の小型のハエの一種で、カンキツ類等の生果実の大害虫として知られている。

【世界における発生地域】

中国、東南アジア、ハワイ等

【主な寄主植物】

カンキツ類、モモ、ビワ、トマト、マンゴウ等の生果実

【被害状況】

幼虫が果実に寄生すると腐敗・落下し、ひどい場合には収穫皆無となる。

【我が国の状況】

- 1 大正8年に沖縄本島で最初に発見。
- 2 南西諸島及び小笠原諸島にのみ発生していたことから、本土への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法に基づき寄主植物の国内移動を規制する一方、昭和43年から根絶事業を開始し、昭和61年に根絶を達成。現在は発生が無い。
- 3 植物防疫法により、既発生地域からの寄主植物の輸入を禁止。

【防除方法】

雄除去法（誘引剤及び殺虫剤を染み込ませたテックス板を散布することによる防除方法）



成虫



幼虫



テックス板※

※ 沖縄県病害虫防除技術センターHPより引用

ミカンコミバ工種群の 防除対策について



奄美大島では、現在、かんきつ類等の果実を食害するミカンコミバ工種群が発生しています。農林水産省では、ミカンコミバ工種群を根絶するため、鹿児島県等と協力し、緊急防除を実施しています。

このため、奄美大島においては、ミカンコミバ工種群の寄主となる果実の島外への移動が制限されます。

また、奄美大島においては、トラップ調査の強化、誘殺板の散布等の防除を実施することにより、ミカンコミバ工種群の根絶に努めています。

ミカンコミバ工種群の被害の特徴

幼虫（白っぽいうじ虫）が果実に寄生すると腐敗・落下し、ひどい場合には収穫皆無となります。



緊急防除の概要

- ① 奄美大島から、ミカンコミバ工種群の寄主となる植物（移動制限植物）の島外への移動は制限されます。
- ② 移動制限基準日（下表参照）以降に、ミカンコミバ工種群の誘殺が確認された地点から半径5 km以内の移動制限植物については、植物防疫官が原則として廃棄命令を行い、当該植物については、鹿児島県が買上げ、廃棄処分とします。
- ③ 加工用、自家消費用、島内販売用等の用途での島内の移動は自由です。

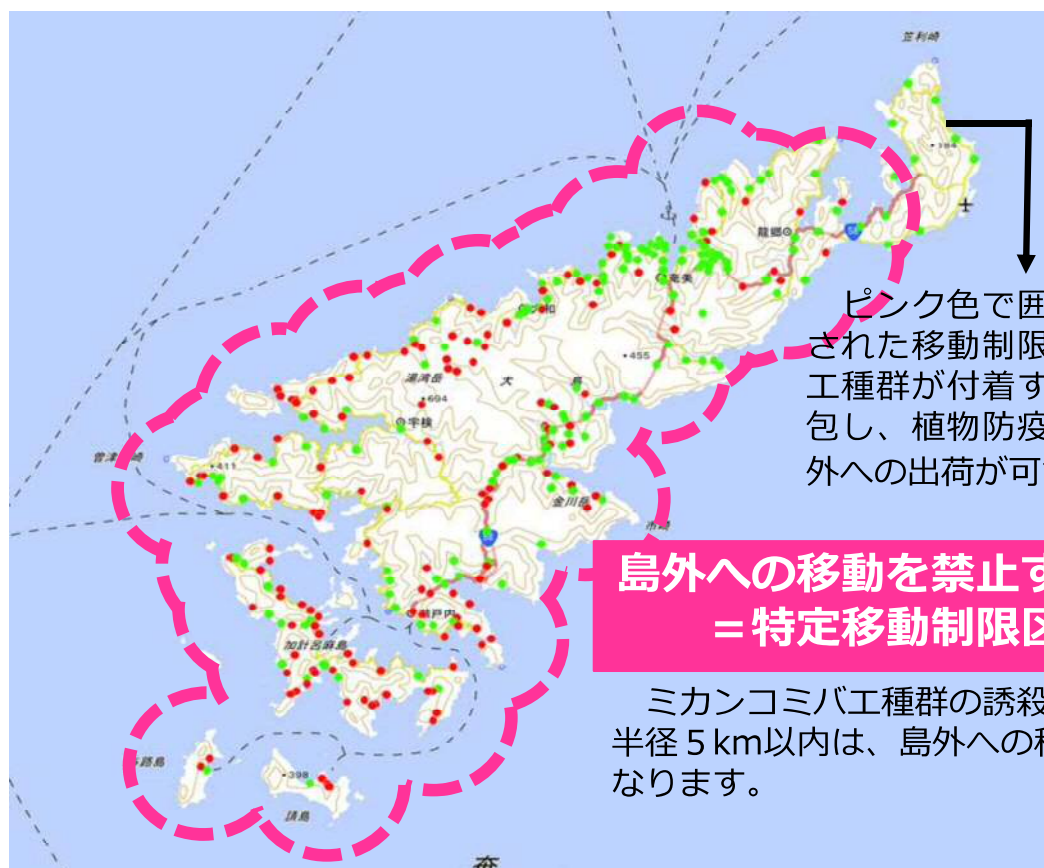
対象果実の移動制限基準日

植物種	移動制限基準日
ポンカン	9月26日
タンカン	10月8日
すもも	2月22日
マンゴウ	6月14日

※その他の移動制限植物の移動制限基準日は植物防疫所にご相談ください。

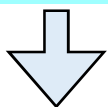
島外への移動ができない地域（11月30日現在）

※当該地域は誘殺状況により変更されます。
最新の情報は植物防疫所にお問い合わせください。

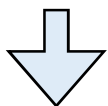


廃棄の手順

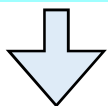
特定移動制限区域
の設定



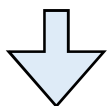
廃棄打ち合わせ



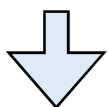
検量



廃棄命令書の交付



買上契約



買上額支払い

植物防疫官が廃棄命令を行う特定移動制限区域の方には、市町村から、廃棄対象の地域であることと、買上に関する説明の日程をお知らせします。

説明時に、市町村が、廃棄対象植物の①用途②畑の面積③過去の販売実績を確認します。また、検量・廃棄場所、日時をお伝えするとともに、畑の写真を撮影します。

指定された日時に、検量場所に廃棄対象果実を持ってきてください。市町村が廃棄対象果実の検量を行います。
※御自身で検量場所に廃棄対象果実を持って行けない場合は、市町村に相談してください。

植物防疫官が、廃棄命令書を交付します。

市町村が買上額を算定し、契約書を作成します。

廃棄が終了したことが確認された後、市町村から、買上額をお支払いします。

ポンカン、タンカン、すもも、マンゴウ以外の移動制限植物についても、島外に出荷するものについては同様に廃棄命令が出る予定ですので、出荷予定のある方は、植物防疫所にご相談ください。

ミカンコミバエ種群の防除へのご協力をお願い

- ① 利用予定のない移動制限植物は、自主的な廃棄にご協力をお願いします。
- ② 他者への移動制限植物の譲渡は、必要最低限の量にして下さい。
- ③ トラップや誘殺板は、かぶれる場合がありますので、触らないようお願いいたします。
- ④ 果実にウジが発生しているなど、異常がある場合は、最寄の植物防疫所にご連絡ください。

島外への移動が制限される主な果実（移動制限植物）※

果菜類	ナス	トウガラシ・ピーマン
	トマト	
果物類	成熟（黄色）バナナ	ナシ
	アセロラ	パパイヤ
	アボガド	バンジロウ
	イチジク	パンノキ
	イチゴ	バンレイシ（シャカトウ） （バンレイシ属）
	オリーブ	ビワ
	カキ	ブドウ
	かんきつ類	フトモモ
	コーヒーノキ	マンゴウ
	ゴレンシ	モモ
	ザクロ	ヤマモモ
スモモ	リュウガン	
パッションフルーツ	リンゴ	
ドラゴンフルーツ		

※ 移動制限植物でも、加工品は島外への移動が可能です。

島外に移動可能な主な果実

果菜類	スイカ	メロン
	トウガン	
果物類	未成熟（青）バナナ※※	パイナップル
	サクランボ	

※※ 島外への移動に当たっては、植物防疫官の確認を受ける必要があります。

その他の果実については、植物防疫所にご相談ください。

詳細については植物防疫所に
お問い合わせ下さい

門司植物防疫所

国内検疫担当：093-321-2809

名瀬支所：0997-52-0459